
プロジェクト	リスク分担型企業年金に関する会計処理
項目	第 84 回退職給付専門委員会及び第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応及び本公開草案に仮に事務局の修正の提案を反映した場合の文案について、第 84 回退職給付専門委員会（2016 年 9 月 20 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

特例掛金が拠出される場合の取扱いに関する意見

（記載することに反対しないが、記載内容を見直す必要があるという意見）

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 事務局の提案に反対はしないが、専門委員会での議論の背景を把握していない作成者等が当該記載の趣旨を理解することは難しいと考えられるため、表現を見直す必要があると考える。
3. 特例掛金に関する企業の選択肢として、①特例掛金を拠出する旨を規約にあらかじめ記載せずに拠出する場合、②特例掛金を拠出する旨のみをあらかじめ規約に定める場合、③特例掛金を拠出する場合には、将来の掛金を減額することで、企業が拠出する掛金の総額が変わらないように拠出する旨を規約に定める場合の 3 つのケースが考えられるため、当該 3 つのケースを示す必要があると考える。
4. 追加拠出を行わない場合であっても従業員への給付に支障が生じることがないと認められる制度であれば、確定拠出制度に分類することが認められると記載した上で、このような具体例を示す方がよいと考える。
5. 追加的な拠出義務の有無に関する考え方を示した上で、その一例として特例掛金の具体的な取扱いを示す方がよいと考える。

第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. 制度導入当初に特例掛金の拠出が必要となるケースはそれほど生じないと考えられるが、制度を運営していく中で特例掛金の拠出が必要となるケースは十分起こり得ると考えられるため、制度導入時の規約の記載内容によって区分するのではなく、実質的な観点で判断することができるような記載内容にすべきと考える。

(事務局提案に賛成する意見)

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

7. 文案で示しているような内容が明示されれば、企業も当該制度の会計上の分類が確定拠出制度に該当することについて説明が容易となるため、事務局の提案に賛成する。

他の退職給付制度からの給付の補填がある場合の取扱いに関する意見

(特定のケースの取扱いのみを示す事務局の提案に反対する意見)

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

8. 他の退職給付制度からの給付の補填がある場合の取扱いを明確化することが、多数の意見であるかどうかは整理が必要である。このようなリスク分担型企业年金は確定給付制度として分類される以外に解釈できないことは明らかであると考えられるため、当該記載は不要であると考ええる。
9. 給付の補填を行う退職一時金制度の退職給付債務の測定において、リスク分担型企业年金の給付額の調整の影響を考慮すべきであると考ええる。他方、完全補填や部分補填など多様なケースが想定されることを踏まえると、割り切って、他の退職給付制度からの給付の補填がある場合は、リスク分担型企业年金を確定給付制度として分類する整理も考えられる。
10. 事務局の提案は、従来の退職給付に関する会計基準等の枠組みでの想定を超えていると考ええる。そのため、他の退職給付制度からの給付の補填が行われる場合の取扱いとして整理する方がよいと考ええる。

第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. これまでの実務では、退職給付制度ごとに会計処理していると理解しており、退職一時金制度とリスク分担型企业年金を一体として取り扱うことで支障が生じないかを懸念する。

(記載内容を見直す必要があるという意見)

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

12. 他の退職給付制度からの給付の補填のような例外的なケースを原則的な取扱いと並列的に記載すると、原則的な取扱いの内容が不明確になるため、記載の見直しが必要であると考ええる。
13. 基準の中で明確化を図る方法としては、拠出義務を実質的に負っていないかどうかの判断にあたって、他の退職給付制度からの給付の補填も含めて実質的に判断するという規定を定めることが考えられる。

(事実関係を整理した上で対応を検討する必要があるという意見)

第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 退職一時金制度とリスク分担型企业年金を関連付けて、両者を確定給付制度に分類するか、退職一時金制度を確定給付制度に分類し、リスク分担型企业年金を確定拠出制度に分類するかによって、財務諸表が大きく変わり得るかどうかを踏まえた上で対応を判断する必要がある。

分類の再判定の取扱いに関する意見

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

15. 事務局提案のように「各事業年度にわたり」と記載すると、毎年実施すべきものと読めるため、記載を見直すべきである。

第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

16. 新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合が例示されることによって、規約の改訂が行われる前においても分類の再判定が生じ得る点が読みづらくなっているのではないか。

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金から確定給付制度に分類される他の退職給付制度への移行等の取扱い

(本実務対応報告案の記載の見直しを行わない事務局の提案に賛成する意見)

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

17. 本実務対応報告案の目的は、会計上、確定拠出制度として分類されるリスク分担型企业年金の範囲を明確化することにあるため、事務局の提案に賛成する。
18. 当該制度移行等の会計処理を明らかにする緊急性が高くないことを踏まえると、現状の事務局提案に反対しない。
19. 専門委員間で意見の一致が見られない状況を踏まえると、本件の緊急性から、事務局提案に同意する。なお、本実務対応報告の公表後の継続検討事項とすることを検討してはどうか。

第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

20. 当該制度移行等の会計処理を明らかにする緊急性が高くないことを踏まえると、事務局の提案に賛成する。

(本実務対応報告案の記載の見直しを行わない事務局の提案に賛成するが、理由を見直すべきという意見)

第 84 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

21. 事務局提案に賛成するが、理由は再検討すべきではないか。企業がリスク分担型企业年金を採用する場合には、従業員等に年金資産の運用リスクの一部の負担を求める旨を労使間で合意した上で年金規約を定めており、企業がその後、既存の確定給付企業年金等へ移行すること等は、通常の企業行動から考えにくいため、この点を理由とすべきではないか。

以 上